

ハイライト:

・平成17年度税制改正について

2005年3月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
平成17年度税制改正について	1

ご挨拶

この春は猛暑の影響で花粉の量が多いと報道されています。体調管理には気をつけたいですね。

第21号では、平成17年度税制改正案について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成17年度税制改正について

◆定率減税の縮小 (-)

現行各年分の所得税額の20%相当額及び個人住民税所得割額の15%相当額が税額控除されていますが、平成18年分の所得税及び平成18年6月徴収分の住民税から次のように引き下げられます。

現行	改正後
所得税の額の20%相当額 (上限25万円)	所得税の10%相当額 (上限12.5万円)
個人住民税所得割額の15%相当額 (上限4万円)	個人住民税所得割額の7.5%相当額 (上限2万円)

今年度の改正で半分に縮小される定率減税制度ですが、残りの半分の取扱いに関してはまだ決定されていません。「今後の景気の動向等をみながら弾力的に対応する」とされています。

◆金融証券税制に関する改正 (-)

・タンス株式の特定口座への預け入れ

自分で保管している上場株式等(いわゆるタンス株式)を平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間に特定口座へ①実際の取得日②実際の取得価額で入れることが可能になります。見なし取得価額での受入制度は平成16年末を持って終わりました。なお投資信託に関しては現在のところ、平成17年9月末までに限り特定口座へ入れることが可能です。

公開会社は5年以内に株券不発行会社へ一斉移行することになっています。その場合お手元にある株券は無効になりますので、名義書換などを失念していると株主としての権利の主張が難しくなります。お手元にある株券の管理が面倒という方は「ほふり」や「特定口座」の利用を検討されるとよろしいので

はないでしょうか。

・特定口座内上場株式等の無価値化の場合の特例

特定口座で管理されていた株式が、発行会社の清算結了等により無価値化した場合には、その損失を譲渡損と見なすこととされます。従来は、個人が保有している有価証券が会社が破綻したことにより“紙屑”になったとしても、投資家の自己責任とされ、その損失には何の補償もありませんでした。しかしこの改正の結果、譲渡という行為による譲渡損が実現していなくても、価値が無くなった株式は譲渡損として扱われることになりました。特定口座外の一般保護預かり口座等では適用になりません。また平成17年4月1日以後の特定口座内保管上場株式等について上場廃止となった場合に適用されます。

◆住民税関連の改正（-）

・個人住民税の非課税措置の廃止

現行では、年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の者は個人住民税は非課税とされていましたが、この非課税措置が廃止されます。平成18年度分以後の個人住民税から適用されますが、平成18年度分は本来の税額2/3を減額、平成19年度分は1/3を減額とする経過措置が設けられています。

・退職者に関する給与支払報告制度の改正

特別徴収義務のある給与支払者は前年中の退職者に係る給与支払報告書をその退職した社員の退職時の住所地の市区町村へ提出しなければならないこととなります。ただし、退職した年にその者に支払った給与の金額が30万円以下である場合には提出する必要はありません。平成18年1月1日以後に退職した人から適用されます。→事務処理が増えます。都度忘れないように処理しましょう。

◆その他

国民年金の保険料に係る社会保険料控除の適用に関しては、平成17年分の所得税から支払をした旨の証明書を確定申告書に添付するか年末調整時に提出しなければいけないこととなります。証明書が年末近くにお手元に届きましたら大事に保管しておきましょう。

◆住宅税制の改正（-）

住宅借入金等がある場合に所得税の特別税額控除の適用となる対象住宅の範囲が拡大します。従来は中古住宅を取得した場合、築後経過年数が適用要件とされており、「マンション等～25年以内」、「木造住宅などの耐火建築物以外～20年以内」となっていました。改正後は、「地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅」であれば築年数は問われません。平成17年4月1日以後に取得し、居住の用に供するものから適用されます。

その他、①特定居住用財産の買換え等の課税の特例②住宅取得等資金に係る相続時清算課税制度の特例③移転登記等の税率軽減措置の適用対象に、上記耐震基準を満たす住宅が加えられます。

ホームページもご覧下さい
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-9-19

電話 048-834-1598

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。